

静岡県畜産関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第31号

静岡県畜産関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

静岡県畜産関係使用料及び手数料条例（昭和33年静岡県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表（略）	別表（略）
（略）	（略）
手数料	手数料
文書料（診 断書、 <u>処方</u> <u>せん</u> 、証明 書）	文書料（診 断書、 <u>処方</u> <u>箋</u> 、証明 書）
オーエスキ 一病検査料	オーエスキ 一病検査料
（略）	（略）
家畜商講習 料	<u>豚熱予防液</u> <u>1件につき</u> <u>70円</u> <u>管理料</u>
（略）	家畜商講習 料 （略）
（略）	（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。